日本ＭＡ－Ｔ工業会認証　制度要綱　補則　その１

一般社団法人 日本ＭＡ－Ｔ工業会

日本ＭＡ－Ｔ工業会認証制度（以下、「本制度」という。）では、日本ＭＡ－Ｔ工業会認証制度要綱（以下、「制度要綱」という。）の以下の規程の詳細に関し、別途規程として、日本ＭＡ－Ｔ工業会認証　制度要綱　補則　その１を規定致します。

「５．登録手続き」について
「５－４．登録日の認定、登録番号の付与及び登録証の発行」について

初回の日本ＭＡ－Ｔ工業会認証の登録（以下、「ＭＡ－Ｔ登録」という。）に係る登録番号は次のとおり定めます。

□□ - ○○○○ - △△△△

ここで、□□は、本制度に基づく認証・登録（以下、「ＭＡ－Ｔ認証・登録」という。）を受けた商品の分類を示す以下の２桁の数字です。

商品の分類　①要時生成型亜塩素酸イオン水溶液（以下、「ＭＡ－Ｔ」という。）を希釈して、そのまま使用の商品　：０１
②ＭＡ－Ｔを希釈して、何かを配合して使用の商品　：０２
③ＭＡ－Ｔを希釈して、形態を変えて使用の商品　：０３
④ＭＡ－Ｔを希釈して、何かに含浸させた状態で使用の商品：０４
⑤ＭＡ－Ｔを希釈して、空間噴霧用として使用の商品　：０５

２つのーは、何れもハイフンです。
○○○○は、ＭＡ－Ｔ登録の登録年であって、西暦年を示す４桁の数字です。
△△△△は、識別番号であり、０００１から始まる４桁の数字です。

「９．ＭＡ－Ｔ認証・登録の取消し」について

日本ＭＡ－Ｔ工業会認証審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、ＭＡ－Ｔ認証・登録によりＭＡ－Ｔ認証・登録証（以下、「登録証」という。）の交付を受けた申請者（以下、「登録者」という。）又はＭＡ－Ｔ認証・登録を受けた商品（以下、「登録品」

という。）に関し、以下の①～⑫の取消し理由のいずれかに該当することが明らかになった場合、次の手順にしたがい、当該登録者又は登録品に係るＭＡ－Ｔ認証・登録を取消します。

先ず、審査委員会において、登録者又は登録品に関する審議を行い、以下の①～⑫の取消し理由のいずれかに該当することを確認します。

次いで、上記の審議での確認に基づき、審査委員会は日本ＭＡ－Ｔ工業会に当該登録者又は登録品に係るＭＡ－Ｔ認証・登録の取消しを求めます。

その場合、日本ＭＡ－Ｔ工業会は当該ＭＡ－Ｔ認証を取消した上、当該ＭＡ－Ｔ登録を取消します。

次いで、日本ＭＡ－Ｔ工業会は、ＭＡ－Ｔ認証事務局による、制度要綱第５条第５－４項に規定の登録証の回収を行います。

次いで、登録者におかれては、制度要綱第１０条に規定の日本ＭＡ－Ｔ工業会認証・登録マーク（以下、「認証マーク」という。）の使用の中止及びＭＡ－Ｔ認証・登録の公表の中止を行っていただきます。

そして、日本ＭＡ－Ｔ工業会は、日本ＭＡ－Ｔ工業会のホームページ上で、当該登録品に係るＭＡ－Ｔ認証・登録の取消しを公表します。

登録者又は登録者であった者は、ＭＡ－Ｔ認証・登録の取消し理由を克服したうえで、当該登録品と同一の商品等について再度の申請を行うことができます。

取消し理由

①制度要綱第４条第４－１項に規定の申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合。

②登録品が当該登録品に係るＭＡ－Ｔ登録の当初と比べた場合、互いに一つの商品であると認められる状態ではない場合。

③第３条第３－１項に規定の申請者の要件を登録者が満たさなくなった場合。

④第３条第３－２項に規定のＭＡ－Ｔ認証・登録基準に不適合となった場合。

⑤登録品が登録者以外の第三者に譲渡され、当該第三者が当該登録品に含有されるＭＡ－Ｔを使用して当該登録品と異なる新たな商品を構成する場合であって、当該新たな商品に含有されるＭＡ－Ｔの示す効能がＭＡ－Ｔ本来の効能に比べて著しく劣るか又はその恐れがある場合。

⑥登録者が活動実態の無い状態となるか、又は登録品に係る事業の継続が困難となった場合。

⑦登録者が反社会的な行為その他本制度に基づく認証・登録の業務遂行に支障を来す行為を行い、又はその恐れがあると想定される場合。

⑧登録者の社会的信用が著しく低下した場合。

⑨制度要綱第１０条に規定の認証マークを改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用

許諾したことが判明した場合。

⑩登録品の製造、販売及び提供並びに認証マークの使用に際して、故意又は過失により、認証マークに化体する信用を著しく毀損させた場合。

⑪その他本制度要綱のいずれかの条項に違反した場合。

⑫その他登録品の製造、販売、提供の継続が不適当であると日本ＭＡ－Ｔ工業会が認めた場合。

「１７．審査料及び登録料等について」

「１７－１．審査料及び登録料」について

ＭＡ－Ｔ認証・登録の申請によりＭＡ－Ｔ認証・登録を受けようとする商品（以下、「申請商品」という。）に係る審査料は、ＭＡ－Ｔ認証・登録のための審査（以下、単に「審査」という。）に関する基本的な費用２８０，０００円＋消費税と、制度要綱「３－２－２．ＭＡ－Ｔ認証・登録基準」の③に規定の別途資料「ＭＡ－Ｔ認証基準」に示された申請商品の分類にしたがい別途必要となる当該申請商品に係る科学的実証の費用の合計額とします。

ただし、制度要綱「４－２．事前審査」に規定の事前審査が行われる場合であって、それにより当該申請商品に係る事前審査の試験の他に科学的実証のための科学的エビデンスの取得が行われない場合、事前審査料を納付することにより前記申請商品に係る科学的実証の費用は不要となります。

また、ＭＡ－Ｔ登録の登録料は、７０，０００円＋消費税とします。

尚、審査において、制度要綱「４－１－３．審査」に規定の事務局確認及び認証審査等に係る当初想定の作業の他に、現地調査や極めて特殊な調査等の当初想定外の作業が生じることがあります。その場合、当初想定外の作業を行う者の出張費や宿泊費並びに特別調査料等の費用を、上記審査料及び登録料とは別の追加費用として請求することとします。

「１７－２．更新審査料及び認証・登録料」について

ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新に係る審査料（以下、「更新審査料」という。）は、ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新審査に関する基本的な費用１２０，０００円＋消費税と、ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新に係る登録品（以下、「更新登録品」という。）の分類にしたがい別途必要となる当該更新登録品に係る科学的実証の費用の合計額とします。

尚、前記した更新登録品の分類については、制度要綱「３－２－２．ＭＡ－Ｔ認証・登録基準」の③に規定の別途資料「ＭＡ－Ｔ認証基準」に示された申請商品の分類にしたがうものとします。

また、ＭＡ－Ｔ認証・登録の更新に係る登録料（以下、「更新登録料」という。）は７０，０００円＋消費税とします。

尚、更新審査においては、審査委員会の判断に基づく現地調査の実施等により、上記更新審査料の基本的な費用の増額がなされることがあります。その結果、更新審査料及び更新登録料は、前記の額から変動する（増額される）ことがあります。

また、更新審査料及び更新登録料については、制度要綱１７条第１７－１項及び上記に規定の審査料及び登録料の額が変動した場合、その変動に合わせて減額又は増額されることがあります。

「１７－４．複数回の登録証の発行希望等」について

１件のＭＡ－Ｔ認証・登録に関して複数回のＭＡ－Ｔ認証・登録証の発行を希望する場合における、２回目以降の料金は、１回につき４０，０００円＋消費税となります。

附　則　この規程は、２０２０年１２月１日から施行します。